



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 T&K TOKA  
(登記上 株式会社ティーアンドケイ東華)  
代表者名 代表取締役社長 増田 至克  
(コード番号：4636 東証第一部)  
問合せ先 取締役財務部部長 北條 実  
(TEL. 03-3963-0511)

### 取締役退職慰労金制度の廃止及び 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役退職慰労金制度を廃止し、その代替として、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案を、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 取締役退職慰労金の廃止

当社は、取締役報酬制度の見直しの一環として、取締役退職慰労金を平成25年6月21日開催予定の当社第71回定時株主総会（以下、本定時株主総会といいます。）終結の時をもって廃止いたします。また、本定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役に対し、本定時株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することとし、各取締役の退任時に支払う予定であります。なお、取締役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、本定時株主総会の議案に付議いたします。

##### 2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与

取締役退職慰労金制度の廃止にあわせ、取締役（社外取締役を除きます。）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とするストックオプションを割り当ていたします。取締役に対するストックオプション報酬等については、本定時株主総会の議案に付議いたします。

なお、当社の取締役に対して発行する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容は別紙のとおりといたします。

以 上

【別紙：当社取締役に対して発行する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容】

1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は、当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株といたします。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものといたします。

(3) 新株予約権の総数

300個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、各取締役が有する同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株当たり1円を乗じた金額といたします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内範囲で当社取締役会が定める期間といたします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものといたします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものといたします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(9) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものといたします。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記（２）から（９）の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

※ 上記の新株予約権の発行は、平成25年6月21日開催予定の当社第71回定時株主総会において、取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案が承認可決されることを条件とし、具体的な発行及び割り当ての内容は、同定時株主総会後に開催予定の当社取締役会の決議をもって決定するものであります。